

福 祉 第 2203 号

令和 3 年(2021 年)11 月 5 日

各社会福祉施設等管理者 様

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営担当課長

社会福祉施設等における感染拡大防止対策及び感染者発生時の支援策について

保健福祉行政の推進につきましては日頃から御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉施設等の入所者等は、ワクチン接種が進んできていますが、集団感染や重症化リスクが高い特性があること、施設内で集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きいことなどから、平時における感染対策や患者発生時の早期対応が引き続き、極めて重要です。

本道における新型コロナウイルス感染症の最近の感染状況については、感染者数が減少傾向にあり、10月31日(日)をもって「秋の再拡大防止特別対策」が終了し、11月1日(月)からステージ1に移行しておりますが、人流の増大、積雪の時期を迎え屋内での暖房使用や窓を閉めての活動が増えること等から、依然として感染リスクは高い状況であり、引き続き感染拡大を防ぐ取組の徹底が必要であると考えております。

こうしたことを踏まえ、社会福祉施設等における感染対策の徹底や体制の確保が継続的に図られるよう、患者発生時の道の支援策を含め、平時からのシミュレーション、活用可能な支援策等を別紙のとおり取りまとめましたので、施設内の感染症対策に活用いただくほか、施設内で感染者が発生した場合の対応について、万全を期していただくようお願いいたします。

主査(施設支援)  
電話：011-231-4111  
内線：25-618

## 1 感染者発生に備えた対応等

### (1) 感染対策のシミュレーションの促進

○ 社会福祉施設における感染対策は、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的対策が重要であるとともに、感染者発生時に備え、感染防護具の着用、ゾーニング等の感染管理、職員の確保等について、事前にシミュレーションを実施することが重要であることから、以下の国が示しているツール等を適宜、活用しながら、取り組むよう努めること。

- ・事例集～感染者が発生した施設等の対応から、参考になると考えられる事例のまとめ
- ・感染対策の手引～現場で必要な感染症の知識や対応方法などをまとめた手引き
- ・介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）（通所系）（訪問系）※手引きの概略
- ・机上訓練シナリオ～様々な場面を想定したシナリオ。議論や訓練に活用できます。
- ・感染対策に関する e-ラーニング～研修動画の配信
- ・業務継続ガイドライン～サービス類型に応じたガイドライン及び研修動画

○ これらのツールを含めた介護事業所等向けの新型コロナウイルス対策等のまとめサイト  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

※ なお、上記のツールのうち「感染対策マニュアル」及び「業務継続ガイドライン」は、障害福祉サービス等事業者向けのものが発出されているほか、その他のツールも施設種別にかかわらず共通的に使用可能なため、有効にご活用ください。

【参考：障がい福祉サービス等事業者向け情報サイト】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

## 2 患者発生時の道の支援

○ 感染者発生時の医療従事者や感染管理専門家等の派遣【感染症対策課】

- ・クラスターが発生するなど、早期に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合、感染制御の支援チームを派遣し、技術的支援等を実施しています。

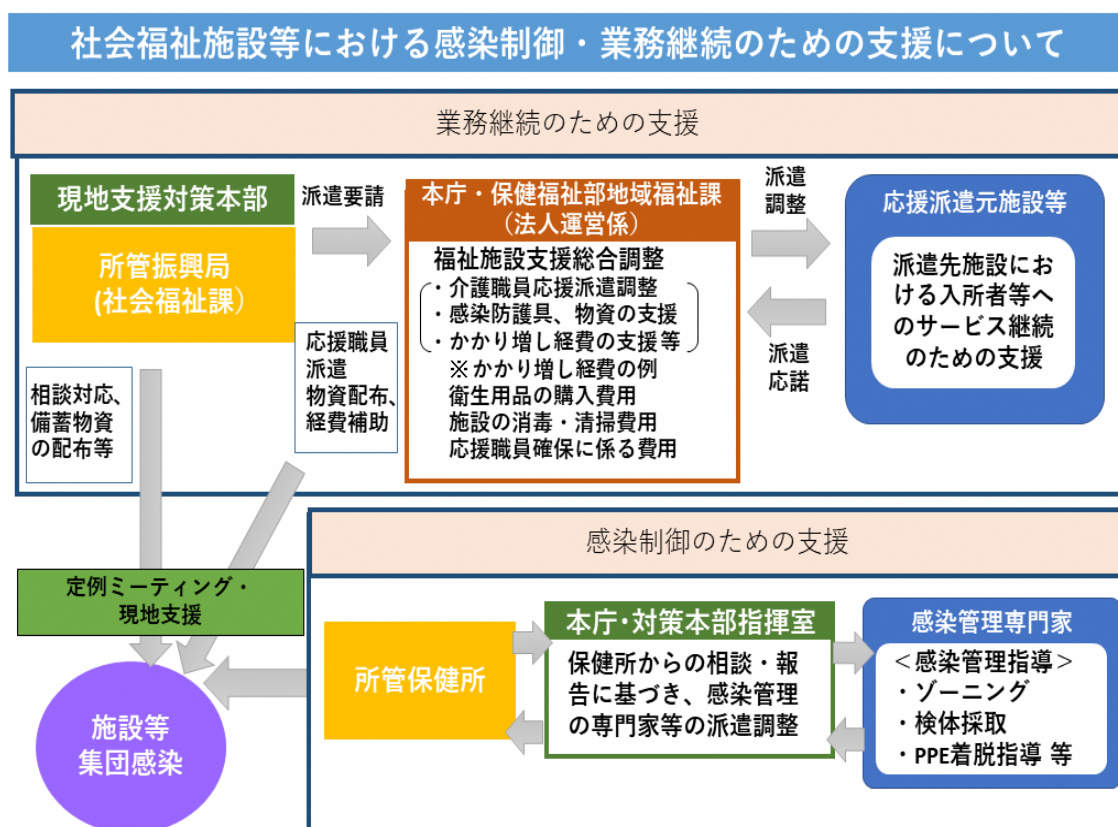
○ 介護職員の応援派遣

- ・感染者等が発生した社会福祉施設等に対し、地域の他の施設・事業所等と連携して、当該施設に対する応援職員の派遣を実施しています。

道が実施する介護職員等派遣事業について解説した「手引き」を作成しましたので、日頃

から施設内の職員体制について検討していただくとともに、集団感染等発生時には、当該事業の活用を併せて、ご検討ください。

- 物資やかかり増し経費等に対する支援
  - ・感染者等が発生した施設が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要なサービスを継続できるよう、道が備蓄している感染防護具を配布や通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費等への支援を実施しています。
- 現地支援対策本部の設置
  - ・入所施設で集団感染等が発生した場合、施設所管振興局社会福祉課が中心となり、所管保健所、感染管理の専門チーム、地元市町村等で構成する「現地支援対策本部」を設置し、発生先施設・法人と連携のもと、施設における感染制御及び業務継続支援に係る支援を行います。



### 3 施設内療養時の対応方法等

- 高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院としているが、感染が拡大し、病床がひっ迫する場合には、医師が入院の必要がないと判断した場合は、やむを得ず施設内での入所を継続する場合がある旨、国の事務連絡で示されているところで

すが、国において「施設内療養時の手引き」が作成されているので、施設内における集団感  
染発生等に備え、ご参照ください。